最終更新日：2020年8月3日

株式会社電通国際情報サービス
代表取締役社長 名和 亮一
問合せ先：総務部 TEL 03 (6713) 6055
証券コード：4812
https://www.isid.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「誠実を旨とし、テクノロジーの可能性を切り拓く挑戦者として、顧客、生活者、社会の進化と共存に寄与する」というミッションのもと、迅速、公正かつ透明性の高い経営を遂行し、健全かつ継続的な成長を図るため、経営環境に応じたコーポレートガバナンスが重要であると認識しております。
この基本的な考え方に基づき、コーポレートガバナンスに関する当社の基本方針を「ISID コーポレートガバナンス・ポリシー」として定め、取締役会が関連法令の改正や社会的・経済的な事業環境の変化等に応じて適宜見直すことで、より良いコーポレートガバナンスの実現に取り組んでまいります。
同ポリシーは、以下当社ウェブサイトに掲げております。
https://www.isid.co.jp/isid/csr/governance.html

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4．政策保有株式】
(1) 政策保有に関する方針
当社は、取引関係の維持・強化等の観点から、当社グループの企業価値向上に資すると判断される場合に、取引先等の株式を保有することがあります。保有の意義、効果については、社内規程に従い定期的にモニタリングを行っております。
また当社は、毎年、個別の政策保有株式について、出資時の目的、投資対期待効果、出資先の業績・財政状態等およびモニタリングの結果を総合的に勘案し、保有の適否の検証を行っております。その結果、売却も含め保有方針を見直すことがあります。2019年度の検証では、引き続き現在保有している政策保有株式を保有していくことを確認しました。

(2) 政策保有株式に係る議決権行使の基準
当社は、政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、各議案について、保有目的への合致や当社グループおよび発行会社の企業価値に対する影響を総合的に判断した上、行使することとしております。

【原則1－7．関連当事者間の取引】
取締役の利益相反取引については、「取締役会規則」により、事前に取締役会の承認を要する旨を定めております。
また、関連当事者との取引については、一般的取引と同様の取引条件および決定方法により実施しております。なお、支配株主との取引については、本報告書の「Ⅰ．4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」をご参照ください。

【原則2－6．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、コードが想定している基金型・規約型の確定給付年金及び厚生年金基金を導入しておらず、企業型確定拠出年金制度を導入しております。

【原則3－1．情報開示の充実】
(i) 企業理念は、以下当社ウェブサイトに掲げております。
https://www.isid.co.jp/isid/philosophy/index.html

また、当社グループは2019年1月からの3ヵ年を対象とする中期経営計画「ISID X(Cross) Innovation 2021」を推進しております。その詳細につきましては、以下当社ウェブサイトに掲げております。
https://www.isid.co.jp/ir/policy/plan.html

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
「ISIDコーポレートガバナンス・ポリシー」としてまとめ、以下当社ウェブサイトに掲げております。
https://www.isid.co.jp/isid/csr/governance.html

(iii)取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、本報告書「Ⅱ．1．【取締役報酬関係】」に記載のとおりです。

(iv)取締役候補者（CEOを含む）・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続きについて
取締役・監査役候補者の指名にあたっては、最高経営責任者（CEO）等が、以下に掲げる選任基準に照らして、社内外を問わず候補者としてふさわしい人物を母集団として候補者案を策定します。その後、取締役については、客観性・透明性を確保するために、委員長および委員の半数以上を独立社外取締役とする「指名・報酬委員会」での検討、意見交換を行った上で、取締役会にて候補者を決定いたします。最高経営責任者（CEO）の指名にあたっても、取締役候補者と同様の手続きに従い、取締役会にて決定いたします。監査役については、監査役会の同意を得た上で、取締役会にて候補者を決定いたします。

＜業務執行取締役候補者の選任基準＞
(1) 当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を図る観点から判断できること
(2) 当社グループの業務に関し専門知識を有すること
(3) 構想力、決断力およびリーダーシップに優れていること
(4) 取締役としてふさわしい品位・品格、識見、人望および倫理観を有すること

＜最高経営責任者（CEO）の選任基準＞
上記の業務執行取締役候補者の選任基準の条件を高いレベルで備え、かつ当社グループの企業理念を体現し、その実現を主導する強い意志と実行力を有すること

＜常勤監査役候補者の選任基準＞
（1）当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を図る観点から判断できること
（2）当社グループの業務に関し専門知識を有すること
（3）経営課題やリスクを把握する能力、モニタリング能力等に優れていること
（4）中立的な立場から、自らの意見を積極的に具申できること
（5）監査役としてふさわしい品位・品格、識見、人望および倫理観を有すること

＜上記以外の役員候補者（社外取締役、社外監査役を含む）の選任基準＞
（1）経営、法律、財務・会計、情報技術、コーポレートガバナンス、リスク管理等の分野における豊富な経験または専門的な知識を有すること
（2）経営課題やリスクを把握する能力、モニタリング能力等に優れていること
（3）中立的な立場から、自らの意見を積極的に具申できること
（4）取締役または監査役としてふさわしい品位・品格、識見、人望および倫理観を有すること
（5）当会社の最高経営責任者（CEO）等からの独立性を保つことができること

(v)取締役候補者および監査役候補者の選任理由につきましては、「株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類において個別に全候補者の選任理由を開示しております。

(vi)業務執行取締役（CEO含む）の解任を行うに当たっての方針と手続きについて
代表取締役等の業務執行取締役（CEO含む）につきましては、不正もしくは不当な行為を行うなど適格性を欠くと認められる場合に、適時性を損なわない範囲で、指名・報酬委員会での検討・意見交換を行った上で、取締役会において、代表取締役・業務執行取締役としての役職を解任し、また取締役候補者として指名しないこととします。

(vii)業務執行取締役（CEO含む）の後継者計画について
最高経営責任者（CEO）等は、自らの後継者の育成を重要な責務のひとつであると認識し、後継者候補となる執行役員に、セグメント長、部門長、子会社の経営責任者等の重要なミッションを担わせるとともに、毎年度の目標設定と評価、重要な会議への出席等を通じた経営への参画および各種研修等により育成を図ります。後継者候補の指名にあたっては、社内外を問わず広く登用することを基本として、定めた選任基準に照らし候補者を選定し、客観性・透明性を確保するために、当該候補者について指名・報酬委員会での検討、意見交換を行った上で、取締役会にて決定します。なお、委員会での意見等については、適切な範囲で取締役会において報告いたします。

【補充原則４－１(1)経営陣に対する委任範囲】
当社は、関連規程類（「取締役会規則」、「経営会議規程」、「職務権限規程」、「職務権限基準」等）において、取締役会、経営会議、代表取締役、業務執行取締役、部門長等の意思決定機関および意思決定者に対して、決定、事前審議等に関する権限を明確に定めております。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社の社外取締役の独立性基準については、本報告書Ⅱ.1.「その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです。

【補充原則４－１１(1) 取締役の選任に関する方針・手続き】
当社は、取締役について、本報告書「【原則３－１】(ⅳ)」に記載の選任基準を満たす者の中から選任しております。
選任基準の適用により、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランスが保たれるよう配慮するとともに、取締役の数を13名以内と定款にて定め、迅速な意思決定を行うよう努めております。

【補充原則４－１１(2) 取締役・監査役の兼任の状況】
当社は、各取締役および各監査役の重要な他社役員の兼任状況について、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っております。
また、各取締役および各監査役は、他の上場会社の役員を兼任する場合は、当社の業務に時間・労力を振り向けることができる合理的な範囲内にとどめるよう努めております。

【補充原則４－１１(3) 取締役会全体の実効性についての分析・評価】
当社は、取締役会の実効性を向上し、持続的な企業価値の向上を実現することを目的として、取締役会全体の実効性に関する評価を実施しております。

（評価方法の概要）
当社は、取締役・監査役の全員を対象にした取締役会の実効性に関するアンケートを年1回実施し、その回答結果を取締役会に報告しております。その後、外部コンサルタントの意見も踏まえ、アンケートに表れた現状認識・課題認識を分析し、取締役会全体の実効性の評価（本年は2月）を行っております。

（評価結果の概要）
当社取締役会は、独立社外取締役2名を含む多様な経験に基づくメンバーで構成され、運営も概ね適切であり、また、評価の対象とした各項目において前年度からの改善が確認されていることから、当社の取締役会全体の実効性は確保されていると評価しております。
当社は、2020年３月24日開催の第45回定時株主総会日付を以て、独立社外取締役の員数を３分の１以上とし、さらには取締役会の機能をより監督重視とすることでコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることといたしました。当社取締役会では、そのような新たな構成の下での取締役会の運営についての検討や取締役会における投資案件のモニタリングの強化等が課題として指摘されております。
当社は、取締役会の実効性の向上に向けて、指摘された課題への対応を含む改善活動に、今後も継続的に取り組んでまいります。

【補充原則４－１４(2) 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社では、取締役および監査役が役割・責務を適切に果たせるよう、以下の研修等を実施するほか、取締役および監査役にトレーニング機会の提供、費用の支援を行ってまいります。

[業務執行取締役・常勤監査役]
・就任時に、社外の新任役員研修に参加

・社外研修、交流会等への参加
・社内外の専門家による研修会

[業務執行取締役、常勤監査役以外の役員（社外取締役、社外監査役を含む）]
・就任時に、会社概要および当社の事業等に関する説明を実施
・取締役会以外の重要な会議体の主要トピックスについて、適宜説明を実施
・社外研修、交流会、社内外の専門家による研修会等に係る、情報の提供

［原則5－1．株主との建設的な対話に関する方針］
当社は、株主との建設的な対話の実現を目的として、「ディスクロージャーポリシー」を定め、当社ウェブサイトにて公開しております。株主・投資家からの面談の申込みについては、面談の目的および内容の重要性、面談者の属性等を考慮のうえ、対応を検討することとしております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社電通	20,129,956	61.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,878,200	5.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,488,400	4.57
電通国際情報サービス持株会	757,799	2.33
GOVERNMENT OF NORWAY	682,000	2.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	308,700	0.95
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG／JASDEC／FIM／LUXEMBOURG FUNDS／UCITS ASSETS	278,200	0.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	249,600	0.77
JP MORGAN CHASE BANK 385781	224,350	0.69
J.P.MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS－SETT ACCT	212,800	0.65

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	株式会社電通グループ （上場：東京） （コード） 4324

補足説明 更新

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社および資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号を変更しました。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社との取引に関しては、営業取引については市場価格・総原価等を勘案のうえ交渉し、また資金取引に係る利率については市場金利を参考に、それぞれ一般的取引と同様に決定しております。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

株式会社電通グループは、当社議決権の61.83%を所有する親会社です。
当社および当社グループは、内部統制システムの整備、情報セキュリティ、あるいは環境問題への対応などにつきましては、電通グループの一員として、一体となって取り組んでおりますが、一方、事業展開に関する経営判断は独立性が確保されております。
その他、株式会社電通グループの子会社である株式会社電通の執行役員1名が当社の取締役を、また、株式会社電通グループの従業員1名が当社の監査役を兼任しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
一條　和生	学者											
村山　由香里	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

一條　和生	○	一橋大学大学院 経営管理研究科 国際企業戦略専攻 専攻長 教授	2001年に社外監査役に就任以来、取締役の職務執行の監督等の役割を適切に果たした実績を踏まえ、当社の企業価値向上により直接的に貢献いただくために、2015年から社外取締役に就任しております。企業戦略、イノベーションおよびコーポレートガバナンス研究の専門家としての知識、経験に加えて、当社以外の上場企業の社外役員の経験も豊富に有するとともに、当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしております。2017年8月からは当社が任意で設置した「指名・報酬委員会」の委員として、2019年1月からは委員長として、取締役の指名・報酬に関する客観性・透明性の確保にも多大な貢献をされており、引き続き当社経営に対する有用な提言等をいただけると判断しました。過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。 本人および近親者は、現在および過去において当社経営陣から独立した存在であり、一般株主と利益相反が生じる恐れはありません。
村山　由香里	○	弁護士 アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー	2015年に社外監査役に就任以来、取締役の職務執行の監督等の役割を適切に果たした実績を踏まえ、当社の企業価値向上により直接的に貢献いただくために、2016年から社外取締役に就任しております。弁護士としての専門的な知見と企業法務に関する豊富な実務経験、また、金融庁監督局への出向による金融監督行政等の実務経験を有するとともに、当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしております。2017年8月からは当社が任意で設置した「指名・報酬委員会」の委員として、取締役の指名・報酬に関する客観性・透明性の確保にも多大な貢献をされており、引き続き当社経営に対する有用な提言等をいただけると判断しました。過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 本人および近親者は、現在および過去において当社経営陣から独立した存在であり、一般株主と利益相反が生じる恐れはありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、取締役会が任意に設置する委員会として、委員長および委員の半数以上を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を設置しております。同委員会は、取締役の選任・解任および代表取締役等の業務執行取締役（CEO含む）の選任・解任、ならびに取締役（代表取締役を含む）の報酬等に関する事項につき、検討、意見交換を行い、指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っております。
2019年度は指名・報酬委員会が4回開催されましたが、個々の委員の出席状況は次のとおりです。
代表取締役社長　名和　亮一　　：4回／4回（100%）
取締役　　一條　和生（独立・社外）（委員長）：4回／4回（100%）
取締役　　村山　由香里（独立・社外）　　：4回／4回（100%）
主な検討事項としては、取締役体制および報酬制度の見直し、取締役候補者（CEO含む）の選任基準の見直し、業務執行取締役（CEO含む）の後継者計画の策定、取締役および代表取締役候補者の選任、取締役の固定報酬額および賞与の検討等が挙げられます。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役および監査役会は、会計監査人との連携のために、次の施策を実施しております。

1．監査役会において、会計監査人が監査計画、四半期レビュー結果および期末監査結果を報告
2．会計監査上の重要テーマについて、必要に応じて会計監査人から情報提供を受けて意見交換
3．常勤監査役が子会社監査役等と情報交換を行い、業務および会計監査上の課題を共有

内部監査につきましては、「監査室」が実施しており、監査結果に基づく報告を代表取締役に対し行っております。これを受けて代表取締役は、対象部署に改善指示を行っております。監査役と「監査室」は次のような連携を行っております。

1．取締役会において内部監査計画を聴取
2．内部監査終了の都度、常勤監査役が内部監査報告を聴取。半期毎に取締役会において内部監査報告を聴取
3．「監査室」が行う内部統制に関する独立的評価については、会計監査人と同時期に常勤監査役にもその結果を提示・説明
4．その他、常勤監査役と「監査室」は、定期的な情報交換を実施、全社的な業務改善に必要な情報を共有

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中込　洋之介	他の会社の出身者													
笹村　正彦	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中込　洋之介		―――	株式会社電通（2019年当時）の出身であります。経営管理とIT活用に関する幅広い知見と経験を有しており、それらを当社の監査に活かしていただけると判断しました。 なお、同氏は、現在および過去において、一般株主と利益相反が生じる立場にはありません。

笹村　正彦	○	公認会計士 税理士 株式会社パートナーズ･コンサルティング エグゼクティブ･パートナー	公認会計士、税理士としての財務･会計に対する相当程度の知見と経験を有しており、それらを当社の監査に活かしていただけると判断しました。なお、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしております。 本人および近親者は、現在および過去において当社経営陣から独立した存在であり、一般株主と利益相反が生じる恐れはありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

社外役員独立性判断基準

当社は、当社の社外取締役または社外監査役（候補者を含む）が、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たすことに加え、以下の（1）から（3）のいずれにも該当しない場合に、独立性を有するものと判断する。

（1）当社の大株主（直接･間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者
（2）当社の定める基準を超える取引先（※1）の業務執行者
（3）当社より、過去3事業年度のいずれか1事業年度において、役員報酬以外に1事業年度当たり1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）

※1 当社の定める基準を超える取引先とは、過去3事業年度のいずれか1事業年度において、当社との取引が当社連結売上高の2%を超える取引先をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、業務執行取締役を対象に、業績連動報酬として、年次賞与（現金）を採用しております。
固定報酬は、全役員（取締役および監査役）を対象に、役職位および役割に応じて、月次で現金により支給しており、年間では12か月の月次固定報酬を支給しております。
一方、年次賞与は、連結営業利益（期初計画比および前年実績比）ならびに親会社株主に帰属する当期純利益を指標として、それらの達成度に応じて業務執行取締役の月次固定報酬の合計額の0～4か月の範囲で定める金額を総額とし、当該総額の範囲内で各業務執行取締役への支給額を取締役会の決議に基づき決定し、支給しております。（したがって、業務執行取締役では、業績連動報酬の目標値達成時における業績連動報酬の支給割合は、年間報酬の25%（年次賞与4か月／（月次固定報酬12か月＋年次賞与4か月））となります。なお、業績連動報酬の支給割合について、業務執行取締役の役位による差は設けておりません。）中期経営計画では定量目標として連結売上高、連結営業利益、ROEを掲げており、中期経営計画達成に向けた動機づけ等を考慮し、上記の指標を採用いたしました。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、取締役（社外取締役を除く。）、社外役員に区分し、支給人員及び支給額を開示しております。
2019年12月期における当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬等の総額は351百万円、社外取締役の報酬等の総額は14百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬（月次固定報酬および年次賞与）の個人別支給額は、第39回定時株主総会で承認された取締役の報酬等の額の範囲内で、毎年、取締役会の決議により委任を受けた代表取締役社長が、取締役会の決議に基づき設置された指名・報酬委員会での事前検討を経て、決定しております。業務執行を行わない取締役の報酬等は、経営の監督機能を適切に果たすため高い独立性を確保する必要があることから、固定報酬のみの構成としております。
なお、当社では、取締役の退職慰労金制度は既に廃止しており、今後も退職慰労金は支給いたしません。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会事務局として「総務部」が窓口となり対応しております。また、社外監査役に対しては、「監査役室」が監査役会事務局として窓口となり対応しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件（常勤・非常勤、報酬有無等）	社長等退任日	任期
釜井　節生	顧問	当社経営陣に対する助言等	[勤務形態] 常勤 [報酬] 有	2019/03/22	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1 名

その他の事項

相談役制度は設けておりません。
釜井　節生は、2020年３月24日付で取締役会長を退任し、顧問に就任しました。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（1）企業統治の体制の概要
・取締役会および監査役会
当社は、当社の重要事項の決定および業務執行状況の監督を行う「取締役会」、経営監査の機能を担う「監査役」および「監査役会」を設定しております。本報告書の提出時点において、取締役会は社外取締役２名を含む取締役６名で構成され、監査役会は社外監査役２名を含む監査役３名で構成されております。当該社外取締役２名については、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、取締役会における独立社外取締役の割合を３分の１以上としております。なお、経営環境の変化への対応を迅速に行い、かつ、各事業年度における経営責任をより一層明確にするため、取締役の任期を１年としております。

取締役会は原則として月１回開催するほか、必要に応じて随時開催しております。2019年度は取締役会が13回開催されましたが、個々の取締役の出席状況は以下のとおりです。
名和亮一（議長）：13日／13日（100%）
豊田操　　：11日／13日（85%）
上原伸夫　　：13日／13日（100%）
一條和生　　：12日／13日（92%）
村山　由香里　：13日／13日（100%）
山口修治　　：－（新任）
主な検討事項としては、法令や社内規則で定められた事項、年度予算策定や経営戦略に関する事項が挙げられます。

監査役会は、原則として月1回開催しております。2019年度は監査役が13回開催されましたが、個々の監査役会の出席状況は以下のとおりです。
中込洋之介（議長）：10日／10日（2019年3月22日就任、100%）
笹村正彦　　：13日／13日（100%）
伊瀬禎宣　　：－（新任）

・指名・報酬委員会
取締役の指名および報酬等については、取締役会の下に任意の委員会として、委員長および委員の半数を独立社外取締役とする「指名・報酬委員会」を設置しております。その詳細につきましては、前述の［任意の委員会］に記載しております。

・執行役員
2003年６月より執行役員制度を導入し、業務執行機能を強化してまいりましたが、2010年４月より、業務執行を行う取締役は、すべて執行役員を兼任することとし、一層の意思決定の迅速化および業務執行責任の明確化を図っております。

・経営会議等

その他の会議体として、経営の意思決定のさらなる迅速化と業務の効率化を図るため、取締役会決議事項以外の経営上の重要事項を決議し、かつ、取締役会決議事項を事前審議することを目的とした「経営会議」を設定しております。経営会議は取締役会の決議により執行役員の中から選ばれたメンバー（本報告書の提出時点においては常務執行役員以上の執行役員）と常勤監査役で構成され、社長執行役員の名和亮一が議長を担っております。
他に、当社グループが事業活動を行うにあたって想定されるリスクに関する情報を適時かつ組織横断的に集約し、全社的な観点からリスクの重要度に応じた対応を推進することにより、当社グループのリスク管理水準の向上を図るとともに、経営会議等における社の適切な意思決定を支援することを目的に「統合リスク管理委員会」を設置しております。同委員会は、委員長を副社長執行役員の上原伸夫が、副委員長を専務執行役員の梅沢幸之助が担い、他に3名の委員（執行役員1名および経営幹部職2名）で構成されております。
また、不採算案件発生の要因分析や防止施策の立案、運用に関わる各部門の活動を俯瞰してモニタリングし、横断的観点で不採算案件撲滅に向けた活動を主導することを目的に「不採算案件撲滅委員会」を設置しております。同委員会は、委員長を社長執行役員の名和亮一が、副委員長を副社長執行役員の豊田操および専務執行役員の小林明が担い、他に9名の委員（執行役員以上8名および経営幹部職1名）で構成されております。
この他にも当社は各種委員会を設置し、経営会議の委任により、日常的な業務執行事項の審議・決定等を行っております。

（2）監査・監督の方法
1．内部監査
「監査室」が内部監査を実施しており、監査結果に基づく報告を代表取締役に対し行っております。これを受けて代表取締役は、対象部署に改善指示を行っております。本報告書の提出日現在において「監査室」には8名の専任担当者および1名の兼任担当者を配置しております。
なお、監査室では、内部監査の品質向上のための各種施策に取り組んでおります。2016年には内部監査の品質に関する外部評価を受け、IIA国際基準※1の準拠性について3段階中の最上位である「Generally　Conforms（一般的に適合している）」と評価されております。
※1　IIA国際基準とは、内部監査に関する国際的な組織である内部監査人協会（IIA)が定めた「内部監査の専門職的実施の国際基準」

2．監査役監査
監査役は、監査方針、役割分担および監査項目等からなる監査計画を監査役会の決議により定めて、取締役の職務執行を監査しております。監査項目は、日本監査役協会「監査役監査基準」に準拠するとともに、年度ごとに注視すべき経営課題を「重点監査項目」として定め、必要に応じて担当取締役等に監査役会での報告を求めるなど、重点的に監査を行っております。
常勤監査役は、代表取締役と月1回定期的に会議を持ち、課題の共有と意思疎通をはかるとともに、効果的な内部牽制に役立てております。
本報告書の提出日現在において、監査役会は3名で構成され、うち2名が社外監査役です。
また、監査役による監査業務の円滑な遂行を支援するため、「監査役室」を設置しております。本報告書の提出日現在において「監査役室」には専任担当者、兼任担当者を各1名ずつ配置しております。

3．会計監査
当社は、会社法および金融商品取引法に基づく会計監査および内部統制監査について有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行役員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名および継続監査期間
指定有限責任社員　業務執行役員　森　俊哉　有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員　業務執行役員　藤井　亮司　有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員　業務執行役員　瀧浦　晶平　有限責任 あずさ監査法人
（注）監査期間については全員7会計期間以内であるため、記載を省略しております。
監査業務に係る補助者の構成：公認会計士　7名　その他　10名

4．グループ各社の管理・監督
当社の取締役、執行役員および幹部クラスの従業員は、必要に応じ、主要グループ企業の取締役、監査役を兼務することにより、グループ各社の経営の透明性、効率性を管理・監督する体制を敷いております。監査役は、取締役の職務執行監査の一環として、グループ企業の監査を実施しております。さらに当社の「監査室」は、グループ企業の内部監査も実施しております。

（3）責任限定契約
当社定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く）および監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。
当該定款に基づき、当社が取締役（業務執行取締役等であるものを除く）および監査役と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。
・取締役（業務執行取締役等であるものを除く）の責任限定契約
取締役（業務執行取締役等であるものを除く）は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、600万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額をその損害賠償責任の限度とする。
・監査役の責任限定契約
監査役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、600万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額をその損害賠償責任の限度とする。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役による監査体制の強化・充実により、コーポレートガバナンスの実効性を確保することが当社にとって最適であると判断し、監査役会設置会社の形態を採用しております。経営の意思決定プロセスと業務執行プロセスを、監査役および取締役が的確に監査・監督することで、事業の健全性とリスク管理を担保しております。また、社外取締役については、経営の観点から豊富な経験と知識に基づいた助言を行うことで当社の企業価値向上に寄与しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年の定時株主総会（第45期）は開催日の21日前に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	従来より集中日を回避して設定しており、より多くの株主の皆さまにご参加頂けるよう配慮しております。2020年の定時株主総会（第45期）は3月24日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット（携帯電話サイトを含む）による議決権行使を行っております。
招集通知（要約）の英文での提供	証券代行機関のウェブサイトおよび東証ウェブサイト上に招集通知の議案に関する英文抄訳を掲載しております。
その他	株主総会の招集通知およびその添付書類等を発送の3営業日前から当社ウェブサイト等に掲載しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイト上にディスクロージャーポリシーを掲載し、ステークホルダー各位に対する情報提供の方針を開示しております。 https://www.isid.co.jp/ir/policy/disclosure.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期、通期決算発表日に説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト上に以下を掲載しております。 ・決算情報（決算短信、有価証券報告書等の財務報告関連資料、決算説明会資料および質疑応答、フィナンシャルデータブック） ・株主総会の招集通知 ・ビジネスレポート（事業報告書） ・その他決算情報以外の適時開示資料 など https://www.isid.co.jp/ir/	
IRに関する部署（担当者）の設置	「コーポレートコミュニケーション部」内に、IR担当者を2名配置しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの役員、従業員が遵守すべき共通行動規範として「電通グループ行動憲章」および当社グループの行動基準である「私たちの行動宣言」があり、その中で、ステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	社会貢献としては、国連の食糧援助機関である「WFP：World Food Programme」や、途上国の「健康・医療活動の向上」にむけた自立支援を行う「ピープルズ・ホープ・ジャパン」への支援のほか、ユネスコを通した寄付活動である「ユネスコ世界寺子屋運動」に参画しております。環境への取り組みについては、2005年に環境マネジメントシステムISO14001認証を取得し、電通グループの環境方針に則り、省資源、省エネ、リサイクル意識向上のために、種々の施策を推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーを当社ウェブサイト上に掲載し、ステークホルダー各位に対する情報提供の方針を開示しております。 https://www.isid.co.jp/ir/policy/disclosure.html

その他	2007年5月に仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業として、厚生労働省による子育て支援企業認定「次世代認定マーク（愛称：くるみん）」を取得し、2016年3月にはさらに、より高い水準で取り組みを行う企業として特例認定「プラチナくるみん」を取得しました。また、2016年9月に、女性活躍推進法に基づく優良企業として厚生労働大臣より「えるぼし（2段階目/全3段階）」の認定を取得しました。同法にて作成が義務付けられている「行動計画」について、2019年から2021年の3ヵ年分を策定するとともに、えるぼしの最高位の認定取得を目指し、より働きやすい職場環境の整備、女性従業員のキャリア開発を支援するセミナーや研修の実施、育児・介護等と仕事の両立を支援する制度の拡充等を進めております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループの内部統制システムの整備は、コーポレート統括担当取締役を委員長とする「統合リスク管理委員会」において行っております。
当社取締役会で決議した当社グループの内部統制システムの整備に関する基本方針と、その運用状況の概要は以下のとおりです。

［業務の適正を確保するための体制］
会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条に規定される「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」として、以下を定めております。

1．内部統制システムの運営・改善に向けた取り組み体制
当社および子会社（以下、当社グループという）の内部統制システムの運営・改善は、コーポレート統括担当取締役を委員長とする「統合リスク管理委員会」において行う。
また、「統合リスク管理委員会」の事務局機能を担う組織として、「統合リスク管理部」を設置することにより、今後も内部統制システムの有効性確保に対する取り組みをより一層推進する。

2．取締役および従業員のコンプライアンス体制
当社は、当社グループの取締役および従業員の業務の執行が、法令および定款に適合し、業務が適正に行われることを確保するために遵守すべき共通行動規範として、「電通グループ行動憲章」および当社グループの行動基準である「私たちの行動宣言」を位置づける。
当社取締役は、取締役会規則、経営会議規程、役員規則に則り、適切に業務を執行する。また、当社グループにおける法令・定款違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、遅滞なく取締役会または「経営会議」において報告するとともに、速やかに監査役に報告することとする。
当社は、当社グループの従業員のコンプライアンス体制を確保するため、対応する主管部門・委員会が社内規程を整備するとともに、代表取締役直轄の「監査室」が内部監査を行う。また、「統合リスク管理委員会」のもとに、当社グループの行動基準等を所管する「倫理コンプライアンス分科会」を設置する。
当社グループは、電通グループの内部通報制度に参加するとともに、併せて当社グループの内部通報制度を維持・向上させて、適切に運用する。当社グループの従業員から、それらに報告相談があった場合には、必要に応じて速やかに常勤監査役に報告される。
なお、監査役から当社グループのコンプライアンス体制についての意見および改善の要求がなされた場合は、取締役が遅滞なく対応し、改善を図ることとする。
当社グループは、反社会的勢力および団体とは一切の関係をもたない。不当な要求がなされた場合には、警察等の関連機関とも連携し、要求に屈することなく毅然とした態度で対応する。

3．取締役の業務執行の効率化を図る体制
当社は、取締役会を原則として月1回開催し、また「経営会議」を原則として週1回開催し、経営上の重要事項の決定および業務執行状況の監督を行う。
また、「経営会議」の委任により、原則として取締役を責任者とする各種委員会等を設置し、委任された権限の範囲内において、業務執行事項の審議・決定等を行う。
取締役会、「経営会議」あるいは各種委員会等での決定事項は、各担当取締役から各部門長に直ちに指示され、職制を通じて、また必要に応じて社内電子掲示板システム等を活用して、迅速に伝達される。

4．取締役の業務執行に関する情報の保存・管理体制
当社は、取締役の業務執行に係る情報について、法令および取締役会規則、文書管理規程、情報管理規程、その他の社内規程に則り、適切に保存および管理を行う。

5．リスク管理体制
当社は、リスク管理規程を定め、事業活動に伴う重要リスクへの対応計画を整備することにより、リスクの発生予防と発生した場合の影響を最小化することに努める。また、子会社のリスク管理体制の運営・改善を積極的に支援する。
リスク管理活動の具体的な取り組みは、「統合リスク管理委員会」および各リスクの所管部署が主体となって推進する。
「統合リスク管理委員会」は、当社の重要リスクの識別と評価を定期的に見直すことにより、リスク管理活動の実効性を確保するとともに、各リスク所管部署のリスク対応計画の実施状況を統括する。また、子会社の重要リスクの報告を受け、リスク対応計画の実施状況を統括する。
リスク所管部署は、「統合リスク管理委員会」の指揮のもと、当該リスクに対する対応計画を整備し、実行する。

6．監査役の職務を補助する組織とその独立性並びに指示の実効性について
当社は監査役の職務を補助すべき従業員の組織体制として「監査役室」を設置するとともに専任担当者を配置し、監査役会直轄組織として取締役からの独立性を確保する。監査役は専任担当者に対する指揮命令権とともに、その人事異動、人事評価、懲戒処分等について同意権を有する。

7．監査役への報告体制と監査の実効性の確保について
当社グループの取締役および従業員は、当社の信用や業績等に大きな影響を与える恐れのある事象や、法令・定款・社内規程等に違反する事実または不正な行為等を発見したとき、もしくは報告を受けたときは、法令および社内規程に則り速やかに監査役に報告する。また、監査役への報告者は、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いも受けない。
監査役は、取締役の意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するほか、自らが必要と判断する重要な会議および委員会に積極的に出席する。また、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行うほか、当社グループ各社の監査役等とも定期的に会合を持ち、随時連携して当社グループの監査を実施する。
監査役は、必要に応じて取締役および従業員に対し報告を求め、関係資料を閲覧できる。また、監査を行う上で必要な場合、会計監査人・弁護士等の専門家を活用することができ、その費用も含め監査役の職務執行上必要な費用は会社が負担する。

8．親会社・子会社を含めた企業集団の内部統制システム
当社は、株式会社電通グループの企業集団に属する子会社として、「電通グループ行動憲章」を遵守し、電通グループの企業価値向上に貢献する。
一方、当社は、上場会社として、親会社である株式会社電通グループからの独立性を確保する。

当社は、子会社の管理については、国内子会社管理規程、海外子会社、海外関連会社管理規程において基本的なルールを定め、その適切な運用を図る。また「統合リスク管理委員会」および社内の対応する主管部門・委員会等の活動を通じて、各子会社における内部統制システムの運営・改善を積極的に支援し、また子会社と協力して推進する。
また、子会社は、各社の規模、事業特性に応じ適切な頻度で取締役会や経営幹部による会議を開催し、経営上の重要事項の決定および業務執行状況の監督を行う。取締役会等での決定事項は、各担当取締役から職制を通じて、また必要に応じて社内電子掲示板システム等を活用して、迅速に伝達される。

9．財務報告の適正性を確保するための体制
当社は、「統合リスク管理委員会」の指揮のもと、当社グループ各社の規模、事業特性に応じ財務報告の適正性を確保するための仕組みを維持する。財務報告に係る内部統制が適切に維持・運用されているかについて、「監査室」が独立的評価を定期的に行う。また、当社は、外部監査人による監査を受ける。

［業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要］
当社は、内部統制システムの整備・改善とその適切な運用に努めております。当事業年度（2019年1月1日～同年12月31日）における運用状況の概要は以下のとおりです。

1．取締役の業務執行
取締役会を13回ならびに「常勤取締役会」を53回開催し、法令や定款等に定められた事項や経営上の重要事項の決定を行うとともに、法令や定款等への適合性と業務の適正性の観点から業務執行状況の監督を行ないました。また、「常勤取締役会」の委任により、各種委員会等を設置し、業務執行事項の審議・決定を行いました。なお、2020年1月1日付で「経営会議」を設置したことに伴い、2020年度より「常勤取締役会」は廃止しております。

2．監査役の職務執行
社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会等の重要な会議および各種委員会等に出席し取締役の意思決定の過程および業務執行の把握に努めております。監査役会は13回開催しております。また、代表取締役社長との会合を11回実施し、監査上の重要課題等につき意見交換を行ないました。加えて、当社グループ各社の監査役等とも会合を持ち、連携して当社グループの監査を実施しております。

3．コンプライアンス体制
「統合リスク管理委員会」のもとに、当社グループの行動基準等を所管する「倫理コンプライアンス分科会」を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の強化に努めております。さらに、当社グループは、電通グループの内部通報制度である「電通コンプライアンスライン」に参加するとともに、併せて当社グループの内部通報制度である「倫理ヘルプライン」も運用しております。これらに相談報告があった場合には、速やかに常勤監査役に報告しております。
また、反社会的勢力との関係を一切もたないよう、取引先についても与信管理において厳正なチェックを行い、取引契約書等には反社会的勢力排除条項を規定しております。

4．リスク管理体制
「統合リスク管理委員会」において当社の重要リスクの識別と評価を実施し、リスク所管部署にリスク対応計画の作成と実行をさせることにより、リスク管理活動の実効性を確保しております。また、社長直轄の「不採算案件撲滅委員会」を設置し、不採算案件の早期収束と発生の防止に取り組んでおります。さらに、子会社の重要リスクについても「統合リスク管理委員会」がリスクの状況や対応計画の実施状況を統括する等、子会社のリスク管理体制の運営・改善を積極的に支援しております。

5．財務報告の適正性を確保するための体制
「統合リスク管理委員会」の指揮のもと、当社グループ各社の規模および事業特性に応じ、財務報告の適正性を確保するための内部統制を維持・運用しております。また、財務報告に係る内部統制が適切に維持・運用されているかについて、「監査室」が内部監査計画に基づき、独立的評価を定期的に行い、その結果は外部監査人による監査も受けております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループの反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりです。

1．基本的な考え方
当社は、前述の内部統制システムの整備に関する基本方針、電通グループの「暴力団等反社会的勢力排除に対しての基本方針」、当社グループの行動基準である「私たちの行動宣言」において、反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、また不当な要求がなされた場合はその要求に屈することなく毅然とした態度で対応することを明確にしている。

2．整備状況
当社は、反社会的勢力排除に関する基本的な考え方を含む行動基準を電子掲示板システムを活用し、グループ会社の全役員および従業員に周知徹底を図っている。また、反社会的勢力との接触あるいは癒着等を察知した従業員の通報窓口として、電通グループの内部通報制度に参加するとともに、当社グループの内部通報制度を設置・運用している。さらに、顧問弁護士や警察および公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）等の外部機関と連携して、継続して社内体制の整備、情報収集等を行っている。
2011年10月の東京都暴力団排除条例施行後は、
(1)対顧客の契約書式に反社会的勢力排除条項を導入
(2)役員の選任基準に「暴力団等と一切の関係を持っていないこと」を追加
(3)役員候補者からの「暴力団排除に関する誓約書」取得の義務付け
(4)役員の努力義務として、暴力団排除に関する規定を追加
(5)新規入社者からの「暴力団排除に関する誓約書」取得の義務付け
(6)従業員の解雇／契約解除事由に「自己が暴力団等関係者であった場合」を追加
(7)従業員の懲戒適用行為に「暴力団等と関係があった場合」を追加
等の対応をとった。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社では、現状の株主構成を前提とする限り、いわゆる買収防衛策導入の必要性は低いと考えております。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1．当社の会社情報の管理体制について
当社は、金融商品取引法上の重要事実(但し、軽微基準に該当するものを除く)、または東京証券取引所の適時開示規則上の開示要件に該当する会社情報（決定事項・発生事実・決算に係る情報等）を重要事実等と指定し、当社で定めた「重要事実等の管理等に関する規程」に従い、情報の管理および開示等を実施しております。
開示方法に関しましては、TDnet等所定のルールに基づき実施しております。また、当社のウェブサイトにおきましても、開示後速やかに配布資料を掲載しております。
「重要事実等の管理等に関する規程」のうち、情報の管理および開示に関する主な内容は以下のとおりです。

・当社の重要事実等は、社長が情報管理総括責任者としてその管理に当たり、重要事実等の指定および解除ならびに重要事実等の発表、開示を統括いたします。
・コーポレートコミュニケーション部担当役員は、情報管理責任者として情報管理総括責任者の指示のもとに、当社全般の重要事実等の管理・保全ならびに各部門・事業所間の調整を行い、必要に応じて、重要事実等の発表、開示等を行います。
・情報管理責任者は、東京証券取引所が定める当社の「情報取扱責任者」となり、東京証券取引所に対する当社情報の適時開示の任に当たります。
・各部門長または各部署長は、情報管理者として主管部署における重要事実等を管理し、発生した際にはこれを確認し、直ちに情報管理責任者を通じて情報管理総括責任者にその内容を報告しなければなりません。
・当社の重要事実等について、その公表の時期、方法等は、東京証券取引所の適時開示規則等に照らし、情報管理責任者が情報管理総括責任者と協議の上定めます。
・当社の重要事実等の公表は、「コーポレートコミュニケーション部」が担当し、情報管理責任者が行います。また、重要事実等の開示書類の提出等の手続きは、情報管理責任者または当該主管部署の情報管理者が行います。

2．当社グループ会社の会社情報の管理体制について
グループ会社の情報に関しては、国内グループ会社については「国内子会社管理規程」に基づいて当社「総務部」が、海外グループ会社については「海外子会社、海外関連会社管理規程」に基づいて当社「グローバルビジネス統括部」がそれぞれ主管となり、当社「経理部」と連携して管理にあたっております。重要事実または適時開示規則上の開示要件に該当する会社情報を含む経営上の重要事項に関しては、国内グループ会社は当社「総務部」に、海外グループ会社は「グローバルビジネス統括部」にそれぞれ報告（但し、決算情報は「経理部」に報告）することになっており、報告された情報は、上記「重要事実等の管理等に関する規程」に従い、当社の会社情報の管理および開示等と同様に取り扱いいたします。

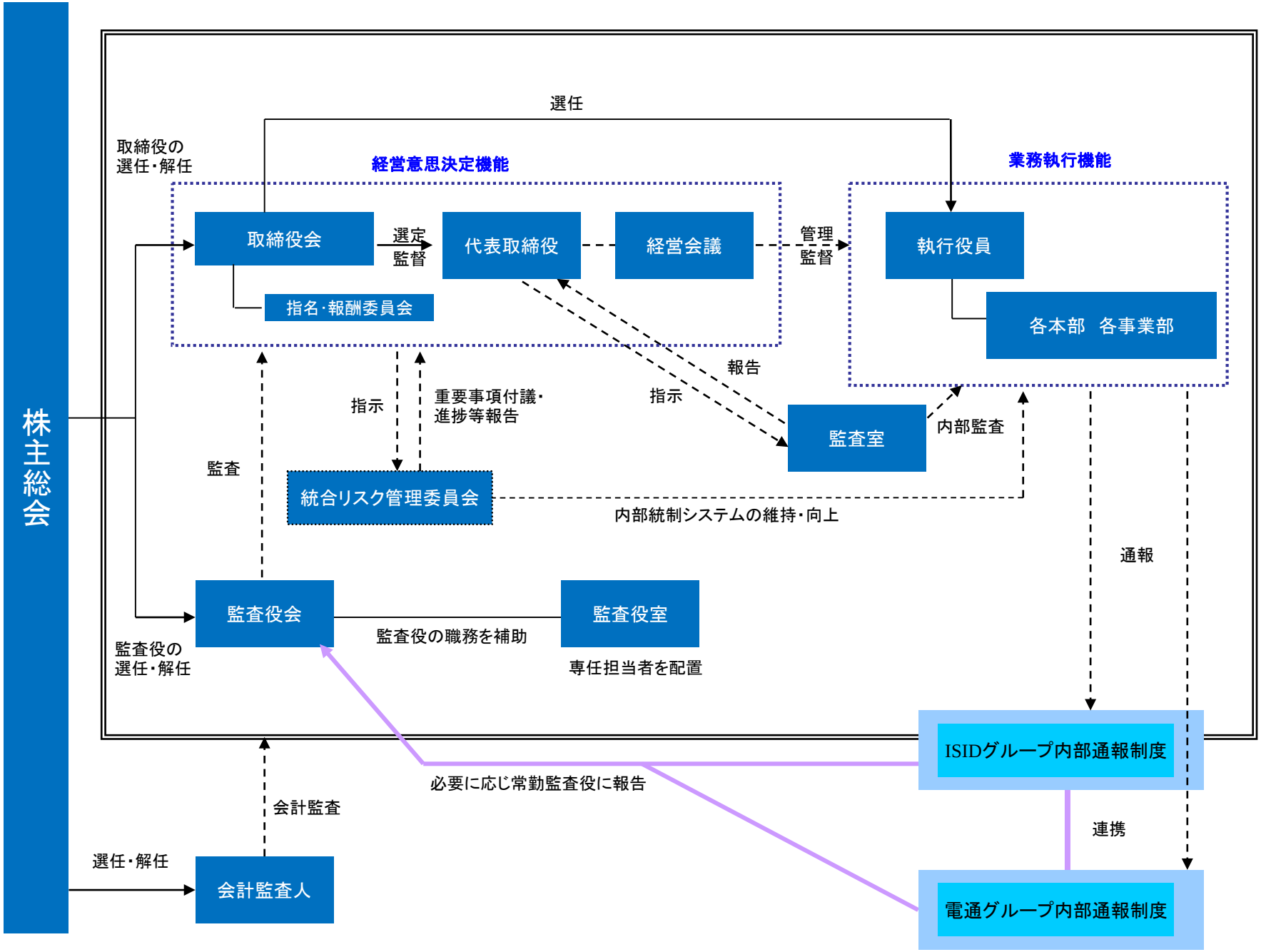
株主総会
選任
取締役の
選任・解任
経営意思決定機能
業務執行機能
取締役会
選定
監督
代表取締役
経営会議
管理
監督
執行役員
指名・報酬委員会
各本部　各事業部
報告
指示
指示
重要事項付議・
進捗等報告
監査室
内部監査
監査
統合リスク管理委員会
内部統制システムの維持・向上
通報
監査役会
監査役室
監査役の職務を補助
監査役の
選任・解任
専任担当者を配置
ISIDグループ内部通報制度
必要に応じ常勤監査役に報告
会計監査
連携
選任・解任
会計監査人
電通グループ内部通報制度

適時開示体制模式図

【決定事項および発生事実に関する報告体制】

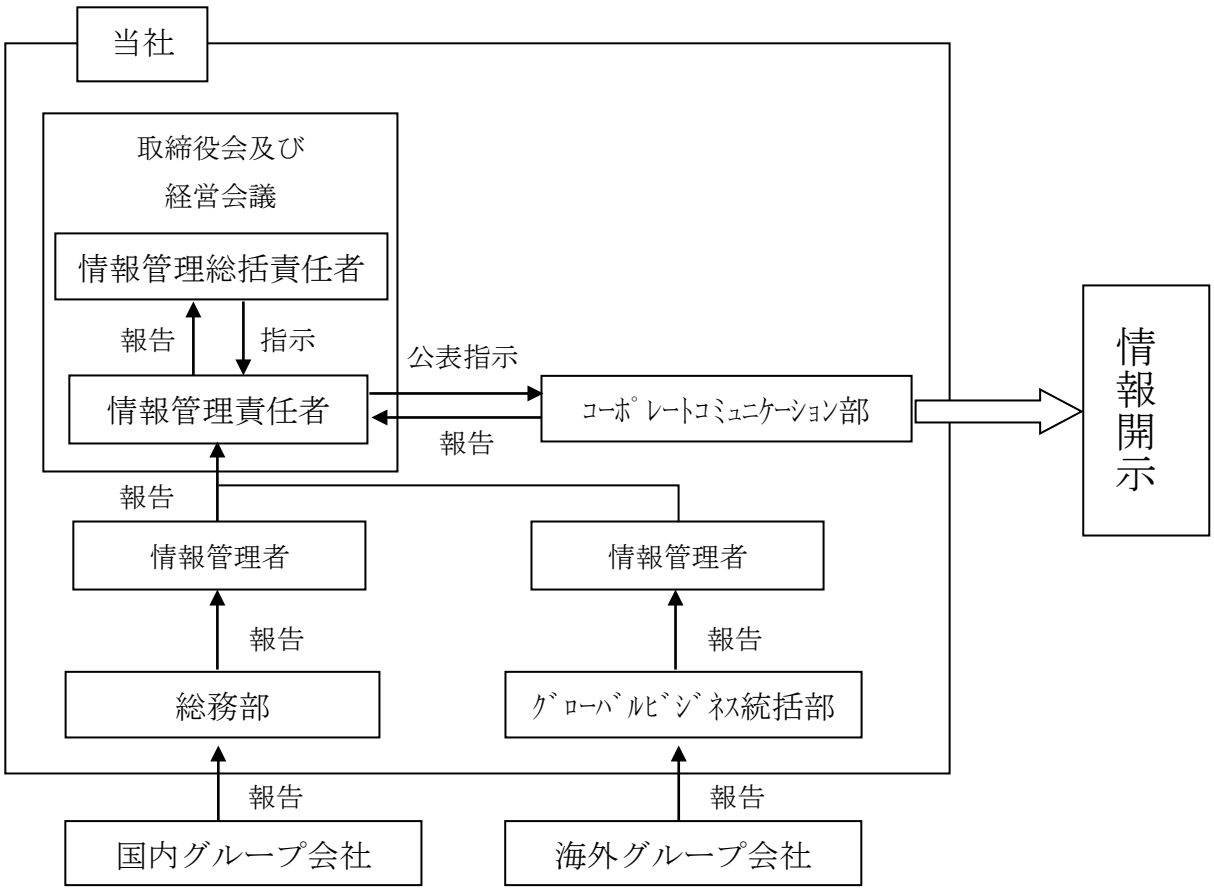

【決算に関する報告体制】

